

児童福祉法等の改正に対する意見

平成 28 年 3 月 7 日

全国市長会社会文教委員会
委員長 高松市長 大西 秀人

現在、厚生労働省においては、児童虐待について総合的な対策をさらに強化するとして、今通常国会に児童福祉法等の改正案を提出することとし、その内容について検討されているところである。

本件に関しては、本年 2 月 8 日付で本会から意見を提出し、あわせて、各市からの意見も提出しているところであるが、都市自治体として、なお考慮を要する内容があることから、改めて、次のとおり意見を申し述べる。

1 児童相談所設置基準について

法律の施行後五年を目途とする附則が検討されているが、中核市が児童相談所の設置が必要と判断した時に、必要な支援が受けられるようにすべきであって、「施行後五年を目途として」という規定は、五年後の必置の意味合いが強く感じられるものであり、削除すべきである。

また、「支援その他の必要な措置」の前に「人的・財政的」を挿入し、国は、人材確保や財政負担等に係る支援措置を講じることを明らかにすべきである。

2 要保護児童対策調整機関に専門職を必置とすることについて

地方においては、専門職の確保・育成が困難であり、十分な相談体制を整えることができない実情を考慮し、専門職を必置とすることについては、慎重な対応を図るべきである。

また、国は、そうした実情を踏まえ、十分な財政措置と専門職の育成・確保策を講じるべきである。

3 国や地方の責任と役割について

- (1) 「児童の権利に関する条約」を批准している国の責務として、最初に国の役割と責任を明記すべきである。その際、国の役割として、「児童が心身ともに健やかに育成されるよう」配慮することを明記すべきである。
- (2) 児童相談所の措置の下、児童及び保護者を指導する中に新たに市町村を加え、明記することについては、支援・指導の中心が市町村に移行するものと考えられる。しかしながら、市町村では人口規模や財政的な面から専門職の配置にばらつきがあること、また、児童相談所が兼ね備えるプログラムや技術も市町村に移行する必要があること、さらに、都道府県と市町村の二元体制だからこそ対応できる事案も多いと考えられることから、慎重に対応すべきである。

4 通告・相談窓口一元化について

新たに一元的な通告・相談窓口を設置すること等については、児童相談所全国共通ダイヤル「189」の推進との整合性等を勘案することが必要である。また、通告の内容だけで虐待の緊急度を判断し振り分けることは極めて困難であると考えられる。ついては、モデル事業の実施等によりノウハウを十分に積み重ねたうえで、その実現性を議論すべきであり、「法律の施行後二年以内」という規定は削除すべきである。

5 児童相談所への専門職配置を義務化することについて

他の児童福祉司に対して指導及び教育を行う児童福祉司について、「児童福祉司としておおむね五年以上勤務した者でなければならない」とすることは、基礎自治体が児童相談所の開設の際に指導的立場の児童福祉司が確保できない恐れがある。ついては、指導的立場の児童福祉司の要件に「あるいは厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了した者」を加え、緩和すべきである。

以上、全国市長会としての意見を申し上げたが、今回の児童福祉法等の改正に当たっては、国は地方における適切な人材確保と財政負担の増大に対応するため、地方の意見を丁寧に聴取したうえで、更に課題を整理し、十分な検討を行うべきである。